

生命共済約款

- 第1章 用語の意義
- 第2章 共済契約のコース、共済金額
- 第3章 共済金の支払い
- 第4章 共済期間及び共済掛金の払込み
- 第5章 共済契約者等の義務
- 第6章 共済契約関係者
- 第7章 共済契約の無効、取消、解除、解約又は失効
- 第8章 共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い
- 第9章 共済金等請求の手續及び支払い
- 第10章 その他

生命共済約款

(2017年6月1日改正)

第1章 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 共済契約者	本組合と共済契約を締結し、共済掛金を支払う者をいいます。
(2) 被共済者	その者の死亡、傷害又は疾病に基づき共済金を支払うこととなる者をいいます。
(3) 共済金受取人	共済契約者により指定された者又は約款で規定された者で、共済金を受取ることができる者をいいます。
(4) 共済年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいいます。
(5) 共済期間	その期間に支払事由が生じた場合に支払いの責任を持つ期間をいいます。
(6) 共済金	被共済者が支払事由に該当したときに、支払うお金をいいます。
(7) 高度障害状態	別表1の第1級に該当する障害状態をいいます。
(8) 災害事故	別表2に定める不慮の事故をいいます。
(9) 障害状態	別表1の第2級から第6級に該当する障害状態をいいます。
(10) 特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項又は第4項に規定する感染症をいいます。
(11) 入院	医師（本組合が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(12) 病院又は診療所	次の各号のいずれかに該当するものをいいます。 1. 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、本組合が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。） 2. 上記の場合と同等と本組合が認めた日本国外にある医療施設

第2章 共済契約のコース、共済金額

(共済契約のコース)

第2条 この共済契約は、次の各号のコースによります。

- 「団体・企業」がその役員・職員・社員を被共済者とする共済契約（以下「団体コース」といいます。）

(2) 米穀業界に關係する個人（以下「本人」といいます。）が本人又は本人に加えその配偶者若しくは子を被共済者として、本人が共済掛金を負担する共済契約（以下「個人コース」といいます。）

2 個人コースの共済契約については、共済掛金口座振替特約を付帯するものとします。

(被共済者)

第3条 被共済者となる者は、団体コースにあっては団体・企業に正常に健康で就業している者とし、個人コースにあっては健康な者とし、

(被共済者の年齢)

第4条 被共済者は、本人、配偶者又は子の区分に応じ、毎年4月1日現在において、その誕生日が、次表に定める期間に該当する者とし、

本人、配偶者	71年前の10月2日から15年前の10月1日までの期間 (14歳6ヵ月超、70歳6ヵ月まで)
子	23年前の10月2日から3年前の10月1日までの期間 (2歳6ヵ月超、22歳6ヵ月まで)

(共済契約の単位及び限度)

第5条 団体コースの共済金額は、1口を100万円単位とし、1被共済者につき3口を限度とします。

2 個人コースの共済金額は1口を100万円単位とし、共済契約者である被共済者については7口を、共済契約者の配偶者である被共済者については5口を、共済契約者の子供である被共済者については1人につき3口を限度とします。
但し、毎年4月1日現在で、その誕生日が次表に定める期間に該当する被共済者については、同条に定める口数を限度とします。

66年前の10月2日から61年前の10月1日までの期間 (60歳6ヵ月超、65歳6ヵ月まで)	2口
71年前の10月2日から66年前の10月2日までの期間 (65歳6ヵ月超、70歳6ヵ月まで)	1口

また、配偶者又は子である被共済者の共済金額は、共済契約者である被共済者の共済金額を超えることができません。

第3章 共済金の支払い

(共済金の支払い)

第6条 この共済契約により、本組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	支払額	共済金受取人	免責事由
普通死亡共済金	被共済者が共済期間中に死亡したこと(注1)	100万円に契約口数を乗じた額	死亡共済金受取人	次のいずれかにより被共済者が死亡したことア. 被共済者の自殺イ. 死亡共済金受取人の故意ウ. 共済契約者の故意エ. 戦争その他の変乱

共済金の種類	支払事由	支払額	共済金受取人	免責事由
普通高度障害共済金	被共済者が共済期間中に発生した傷害又は疾病によって高度障害状態に該当したこと(注1)	100万円に契約口数に乗じた額	被共済者	次のいずれかにより被共済者が高度障害状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意 ウ. 被共済者の犯罪行為を原因とする事故 エ. 戦争その他の変乱
災害死亡共済金	被共済者が次のいずれかに該当したこと ア. 共済期間中に発生した災害事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に死亡したこと。 イ. 共済期間中に発病した特定感染症を直接の原因として死亡したこと。	200万円に契約口数に乗じた額(注2)	死亡共済金受取人	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 共済契約者又は被共済者並びに死亡共済金の受取人の故意又は重大な過失 イ. 被共済者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故 ウ. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故又は法令に定める酒気帯び運転若しくはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 エ. 被共済者の薬物依存を原因とする事故 オ. 被共済者の犯罪行為を原因とする事故 カ. 戦争その他の変乱 キ. 地震若しくは噴火又はこれらによる津波

共済金の種類	支払事由	支払額	共済金受取人	免責事由
災害高度障害共済金	被共済者が次のいずれかに該当したこと ア. 共済期間中に発生した災害事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に高度障害状態に該当したこと。 イ. 共済期間中に発病した特定感染症による障害を直接の原因として高度障害状態に該当したこと。	200万円に契約口数に乗じた額	被共済者	次のいずれかにより被共済者が高度障害状態になったこと ア. 被共済者の故意又は重大な過失 イ. 共済契約者の故意又は重大な過失 ウ. 被共済者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故 エ. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故又は法令に定める酒気帯び運転若しくはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 オ. 被共済者の薬物依存を原因とする事故 カ. 被共済者の犯罪行為を原因とする事故 キ. 戦争その他の変乱 ク. 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
災害障害共済金	個人コースの被共済者が次のいずれかに該当したこと ア. 共済期間中に発生した災害事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に障害状態に該当したこと。 イ. 共済期間中に発病した特定感染症を直接の原因として障害状態に該当したこと。	被共済者の契約口数に係らず、別表1に定める障害の等級に応じ、別表で定める額	被共済者	次のいずれかにより被共済者が障害状態になったこと ア. 被共済者の故意又は重大な過失 イ. 共済契約者の故意又は重大な過失 ウ. 被共済者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故 エ. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故又は法令に定める酒気帯び運転若しくはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 オ. 被共済者の薬物依存を原因とする事故 カ. 被共済者の犯罪行為を原因とする事故 キ. 戦争その他の変乱 ク. 地震若しくは噴火又はこれらによる津波

共済金の種類	支払事由	支払額	共済金受取人	免責事由
災害入院共済金	個人コースの被共済者が共済期間中に発生した災害事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に入院をし、その入院が5日以上となったこと	1回の入院につき、被共済者の契約口数に係らず、入院日数としてその事故の日から起算して180日以内に入院をし、その入院が5日以上となったこと	被共済者	次のいずれかにより被共済者が入院したこと ア. 被共済者の故意又は重大な過失 イ. 共済契約者の故意又は重大な過失 ウ. 被共済者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故 エ. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故又は法令に定める酒気帯び運転若しくはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 オ. 被共済者の薬物依存を原因とする事故 カ. 被共済者の犯罪行為を原因とする事故 キ. 戦争その他の変乱 ク. 地震若しくは噴火又はこれらによる津波

(注1) 災害事故による傷害又は特定感染症を直接の原因として、死亡した場合又は高度障害状態になった場合を除きます。

(注2) 災害死亡共済金を支払う場合に、災害死亡共済金の支払事由となった災害事故と同一の災害事故による災害障害共済金をすでに支払っているときは、その支払額を控除した額とします。

- 2 同一の災害事故による傷害を直接の原因とする入院については、1回の入院とします。
- 3 入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害が生じていたとき又は生じたときは、入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害による1回の入院として取扱います。
- 4 入院日数は、入院を開始した日から入院が終了(退院又は死亡)した日までとします。但し、入院中に共済契約が解約された場合は、入院を開始した日から解約をした日までとします。
- 5 災害入院共済金についての契約口数は、災害事故が発生した日における契約口数とします。
- 6 前項の規定に係らず、団体コースの場合でその団体が死亡共済金受取人であるときは、被共済者ではなく当該団体を共済金受取人とします。
- 7 被共済者の生死が不明の場合でも、本組合が死亡したものと認めたときは、普通死亡共済金又は災害死亡共済金を支払います。
- 8 普通高度障害共済金又は災害高度障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、本組合は普通高度障害共済金又は災害高度障害金の支払事由は発生しなかったものとして取扱います。

(異常災害発生における共済金の削減)

第7条 本組合は異常な災害が発生し、損害が多数発生した場合で、その発生により、共済掛金の計算の基礎に影響を及ぼすた

め、必要があるときは、共済金の一部を削減することがあります。

(結婚祝金又は饂別金を贈呈する場合)

第8条 本組合は、第2条第2号「個人コース」の被共済者に対して、次の各号の規定により、契約口数にかかわらず次に定める額を贈呈します。

- (1) 結婚祝金 3ヵ年以上継続して被共済者である者が結婚する場合は1万円
- (2) 饂別金 10ヵ年以上継続して被共済者である者が継続を止める場合は2万円

第4章 共済期間及び共済掛金の払込み

(共済期間)

第9条 共済期間は、共済年度と同じ1年間とします。

但し、共済年度の中で共済契約を締結する場合の共済期間は、団体コースにおいては本組合が共済契約を承認した日が属する月の翌月1日から、個人コースにおいては第1回目の共済掛金の払込みがあった日が属する月の翌月1日から、それぞれの日が属する共済年度の末日までの期間を共済期間とします。

(共済掛金の払込み方法)

- 第10条 団体コースの共済掛金は、一括払いとし、本組合の口座への送金により払い込む方法とします。
- 2 個人コースの共済掛金は、月払いの方法による分割払いとし、共済掛金口座振替特約の月振替による口座振替により払い込む方法とします。但し、第1回目の共済掛金については、本組合の口座への送金により払い込む方法とすることができます。
 - 3 本組合は、共済期間(更新に係る共済期間を含みます。)が始まった後でも、共済掛金領取前に生じた支払事由に対しては、共済金を支払いません。また、第16条第3項の請求に対して共済契約者がその支払を怠った場合も同様とします。

第5章 共済契約者等の義務

(告知義務)

- 第11条 共済契約者及び被共済者は、契約の締結に際して本組合に提出する共済契約申込書等必要書類の記載事項について、誤りのない事実を記載することによって本組合に告知しなければなりません。
- 2 本組合は、契約締結若しくは中途加入の際に必要なと認めた場合には、共済契約者又は被共済者に対して書面で告知することを求め、又は本組合が指定した医師により被共済者の診査を行うことができます。
 - 3 共済契約者又は被共済者が、故意又は重大な過失によって、第1項及び前項の告知の際に事実を告げなかったか、又は事実でないことを告げた場合は、本組合は、書面による通知をもって共済契約を解除することができます。
 - 4 本組合は、共済金の支払事由が発生した後に、前項の共済契約を解除した場合であっても共済金を支払いません。この場合において、既にこれらの共済金を支払っている場合は、本組合はこれらの共済金の返還を請求することができます。
 - 5 前項の規定は、解除の原因となった事実に基づかず発生した支払事由については適用しません。

(共済契約者の氏名又は住所の変更の通知)

第12条 共済契約者は、氏名、名称又は住所を変更した場合は、遅滞なく本組合に通知しなければなりません。

(共済契約の承継)

第13条 共済契約者は、被共済者の同意及び本組合の承認を得て、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。

(死亡共済金受取人の変更)

第14条 共済金支払事由の発生までは、被共済者の同意を得た上で、本組合に対する通知により、死亡共済金受取人の変更をすることができます。

(死亡共済金受取人の死亡)

第15条 共済金を支払う前に死亡共済金受取人が死亡したときは、配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順に従って死亡共済金受取人とします。この場合、同順位の者が2人以上いるときは、共済金はその人数によって等分するものとします。

(被共済者の追加又は除外等)

第16条 共済契約者は、本組合の定める手続きにより、その承認を得て、共済年度の中途において被共済者の追加又は除外（注）をすることができます。

（注）被共済者の除外は、個人コースに限りです。

- 前項の追加又は除外は、本組合の承認があった日が属する月の翌月1日からその効力を生じるものとします。
- 被共済者の追加については、その対応する期間について、別に定める共済掛金を請求します。
- 個人コースの被共済者の除外については、対応する期間について、当該被共済者を除外した後の被共済者についての共済掛金を請求します。
- 共済期間中における被共済者の契約口数の変更は取り扱いません。

第7章 共済契約の無効、取消、解除、解約又は失効

(契約の無効)

第17条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は他人に不法に取得させる目的をもって共済契約の締結（注）をした場合は、この共済契約を無効とします。

（注）被共済者の追加を含みます。

(契約の取消)

第18条 本組合は、共済契約者、被共済者又は共済金受取人の詐欺又は強迫により、共済契約の締結（注）をした場合には、当該共済契約を取り消すことができます。

（注）被共済者の追加を含みます。

(重大事由による解除)

第19条 本組合は、次のいずれかに該当した場合は、共済契約を解除することができます。

- 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を生じさせ又は生じさせようとした場合
- 共済金受取人が、共済金の請求について、詐欺を行ない又は行なおうとした場合
- 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が次のいずれの号に該当した場合
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められること

- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 共済契約者又は共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められること
- （4）共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する本組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大事由が発生した場合

(契約の解約)

- 第20条 共済契約者は、本組合に対し、書面による通知をもって共済年度の中途でこの共済契約を解約することができます。
- 前項の解約は、本組合が通知を受取った日又は共済契約者が指定する日が属する月の末日にその効力を生じるものとします。

(契約の失効)

- 第21条 被共済者が死亡した場合は、その死亡した時に、当該被共済者に係る共済契約は失効します。
- 被共済者が高度障害状態になり、普通高度障害共済金又は災害高度障害共済金が支払われた場合は、被共済者が高度障害状態になった時に、当該被共済者に係る共済契約は失効します。
 - 団体コースの本人が当該団体を退職した場合は、その退職した時に、当該被共済者に係る共済契約は失効します。
 - 個人コースの本人が被共済者でなくなった場合は、その配偶者又は子に係る共済契約は、当該事実が発生した日が属する月の末日をもって失効します。
 - 個人コースの第2回目以後の共済掛金について共済掛金口座振替特約に規定する再振替日に払込みがなかった場合（本組合の認める方法により払い込まれた場合を除きます。）は、当該再振替日が属する月の前月の末日をもって失効したものとします。
 - 個人コースの共済契約の更新については、その第1回目の共済掛金について、再振替日に払込みがなかった場合（本組合の認める方法により払い込まれた場合を除きます。）は、更新はなかったものとします。

第8章 共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い

(共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い)

第22条 共済契約が第17条の無効、第18条の取消、第19条の解除、第20条の解約又は21条の失効に該当する場合は、共済掛金の返還はありません。

第9章 共済金等請求の手續及び支払い

(共済金等請求の手續及び支払い)

第23条 共済契約者又は共済金受取人は、共済金支払ができる事実を知ったときは、速やかに本組合に通知するとともに、共済金受取人は、遅滞なく共済金の種類に応じて次の書類を提出しなければなりません。

- 生命共済 共済金請求書
- 災害状況報告書
- その他本組合が必要と認めるもの

2 本組合は、共済金受取人から提出された所定の報告書及び関係書類がすべて提出された後、内容等を審査し決定した共済金を10営業日以内に支払います。但し、本組合が必要な調査を行うに当たり、共済契約者、被共済者又は共済金受取人が理由なくこれを

妨げ、又は応じなかったことにより支払いが遅延した期間、及び特別な調査に必要とされる期間は含みません。
 3 被共済者は、第8条の贈呈事由に該当するを知ったときは、速やかに生命共済結婚祝金・餞別金請求書を本組合に提出するものとします。

第10章 その他

(時効)
 第24条 共済金を請求する権利は、請求権者がその権利を行使できるようにになった日の翌日から起算して3年を経過した時は、時効により消滅します。

(その他)
 第25条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 障害状態

等級	障害状態
第1級	1. 両眼の視力を全く失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの

等級	障害状態	金額
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	災害時に200万円 (子は半額)
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	災害時に100万円 (子は半額)

等級	障害状態	金額
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったか、または1手の第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったか、または第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	災害時に60万円 (子は半額)
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったか、または第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	災害時に30万円 (子は半額)

等級	障害状態	金額
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	災害時に 20万円 (子は半額)
	38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したものの	
	40. 1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったか、または第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	
	41. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	
	42. 1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	
	43. 1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	

- (注1)
- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
 - 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 - 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
 - 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 - 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

- (注2)
- 第2級又は第3級の後遺障害の状態の2以上に該当した場合は、第1級後遺障害の状態に該当したものとみなします。
 - 同一の事故によって2以上の後遺障害の状態に該当した場合の金額は、次のとおりとします。
 - ① それらの後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合は、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する金額とします。
 - ② それらの後遺障害の状態が身体他部位に生じたものである場合は、それぞれの後遺障害の状態ごとの金額の合計額とします。
 - 2の身体の部位は、眼、耳、鼻、そしゃく・言語、外ぼう、精神・神経、腹部臓器、せき柱、上肢(手指を含みます。)及び下肢(手指を含みます。)とし、両眼及び両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢及び下肢については左右はそれぞれ他部位とします。

別表2 不慮の事故

不慮の事故とは、急激かつ偶然な外来の事故(但し、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は、急激かつ偶然な外来の事故とみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目

分類項目	基本分類表番号
01. 鉄道事故	E800～E807
02. 自動車交通事故	E810～E819
03. 自動車非交通事故	E820～E825
04. その他の道路交通機関車事故	E826～E829
05. 水上交通機関車事故	E830～E838
06. 航空機及び宇宙交通機関車事故	E840～E845
07. 他に分類できない交通機関車事故	E846～E848
08. 医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒 但し、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
09. その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒 但し、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触 皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒)及びアレルギー性、食餌性・中毒性の胃炎、大腸炎は含みません。	E860～E869
10. 外科的及び内科的診療上の患者事故 但し、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの 但し、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災及び火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然及び環境要因による不慮の事故 但し、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化(E902)」、「旅行及び身体動揺(E903)」及び「飢餓、渴、不良環境暴露及び放置(E904)」中の飢餓、渴」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息及び異物による不慮の事故 但し、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息(E911)」「その他の物体の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息(E912)」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 但し、「努力過度及び激しい運動(E927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928

分類項目	基本分類表番号
17. 医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用 但し、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺及び他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 但し「処刑 (E978)」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999